

公的個人認証サービス・住民基本台帳カードは有効期限が異なりますのでご注意ください

公的個人認証サービスの「電子証明書」

- 有効期限／発行日から3年
- 有効期限の確認方法
 - ・町から失効日到来前に送付する通知で確認
 - ・公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)で確認
- 更新の方法／有効期限の3か月前から、住民基本台帳カードを持参の上、戸籍住民担当へ。

住民基本台帳カード

- 有効期限／発行日から10年
- 有効期限の確認方法
 - ・カードの表面に記載されている有効期限で確認
 - ・町から失効日到来前に送付する通知で確認
- 更新の方法／有効期限の3か月前から、住民基本台帳カードを持参の上、戸籍住民担当へ。

※「住民基本台帳カード」の有効期限は切れていても、カードのICチップに記録されている「電子証明書」は有効な場合があります。「住民基本台帳カード」の廃止・更新の際には、「電子証明書」を利用しているかどうかを職員にお伝えください。



税務課のお知らせ

償却資産(固定資産税対象物件)の申告時期です

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(※)についても課税の対象としています。

法人事業者や個人事業者で償却資産を所有している方は、平成26年1月1日現在の資産状況について1月31日(金)までに申告してください(郵送可)。平成25年度の償却資産課税台帳に登録されている方には、本年12月中旬に申告用紙を送付します。申告用紙が届かない場合は、ご連絡ください。

- 申告期間／平成26年1月6日(月)～31日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 申告場所／役場本庁舎 1階 税務課資産税担当

※償却資産…会社や自営業者、アパート経営者が事業のために所有している構造物、機械、器具、備品などが該当します(例：自転車置き場、アスファルト舗装、照明、看板、冷蔵庫、エアコン、美容院のパーマ用機器など)。ただし、土地、家屋、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象に含みません。

平成26年1月下旬に 社会保険料控除資料を送付します

確定申告・町県民税申告において社会保険料控除の申告をする際に使用する社会保険料控除資料は、平成25年中の国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付額確定後、平成26年1月下旬に送付します。

なお、事前に社会保険料控除資料が必要な場合は、税務課窓口で発行します。この場合、発行時に町で納付が確認できている額での発行となります。本人、同一の世帯の方及び本人から委任を受けた方(委任状必要)に対して発行することができますので、運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。